

指定統計調査の承認等の状況

(平成20年8月分)

平成20年9月8日
政策統括官(統計基準担当)

1 指定統計調査の実施承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
人口動態調査 (7条2項)	厚生労働大臣	承認事項の変更 平成20年6月の感染症分類表の改定を踏まえ、本調査の結果表の「死因(感染症分類)」別の集計項目について以下のとおり変更。 「鳥インフルエンザ(H5N1)」を二類感染症に新たに追加。 四類感染症に規定されている「鳥インフルエンザ」を「鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)」に変更。 五類感染症に規定されている「インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)」を「インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)」に変更。 「In601新型インフルエンザ等感染症」の新設等が行われたことから、人口動態月報(概数)の集計分類及び人口動態年報における「感染症による死亡数表」の該当感染症名の変更及び新設並びにコードを新設。	20.8.1
牛乳乳製品統計調査 (7条2項)	農林水産大臣	承認事項の変更 本調査は、公共サービス改革法及び公共サービス改革基本方針に基づき、民間事業者への委託が可能となるよう調査方法等を変更。 ・ 民間事業者への委託が可能	20.8.4

		<p>となるよう調査方法（調査系統）の変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査項目については、電話番号欄を削除。 ・ 平成 19 年 11 月の日本標準産業分類の改定を踏まえ、「調査の範囲」を新分類に改める。 （「0912 乳製品製造業」から「0913 処理牛乳・乳飲料製造業」、「0914 乳製品製造業(処理牛乳・乳飲料製造業を除く)」に改める。） ・ 基礎調査の集計は、農林水産省で行う。 ・ 調査票については、農林水産省で保存する。 	
木材統計調査 (7条2項)	農林水産大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>本調査は、平成 19 年 11 月の日本標準産業分類の改定を踏まえ、「調査の範囲」を新分類に改める。 （「1311 一般製材業」から「1211 一般製材業」、「1312 単板(ベニヤ板)製造業」から「1212 単板(ベニヤ)製造業」、「1314 木材チップ製造業」から「1214 木材チップ製造業」、「1322 合板製造業」を「1222 合板製造業」に改める。）</p> <p>なお、調査内容の変更はない。</p>	20.8.25

2 統計報告の徴集の承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
<p>建築物実態調査 (統計報告調整法第4条第1項)</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>本調査について、調査を実施することを承認した。</p> <p>今回調査では、改装等工事など調査員の目視による捕捉が困難な実情を踏まえ、増改築・改装等工事の実態をよりの確に把握するため、別途、施工業者を対象に実態を把握する新たな調査を創設することに伴い、増改築・改装等実態調査票を廃止するとともに、利活用されておらず、継続して把握する必要性の乏しい項目(建築主使用主等の種別、新設住宅の資金など)を削除する。</p> <p>(注)本調査は、建築基準法に基づく建築工事届の届出内容を把握する建築着工統計調査(指定統計第32号を作成するための調査)を補完するため、届出漏れの建築物、及び届出対象外である床面積10㎡以下の着工建築物の実態を把握することなどを目的に実施されるものであり、建築着工統計調査と密接な関連を有する。</p> <p>従来、本調査は、上記の目的から建築物実態調査票のみによる調査を行っていたが、既存の建築物ストックの維持・補修等を目的とする増改築・改装等工事のより詳細な実態を明らかにする統計需要の高まりに対応するため、昭和63年調査から、建築物実態調査票の対象建築物のうち、増改築・改装等工事が行われた建築物について、建築物実態調査票に上乘せし、増改築・改装等実態調査票による調査を実施することとした。</p>	<p>20.8.6</p>
<p>住生活総合調査 (統計報告調整法第4条第1項)</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>本調査について、調査を実施することを承認した。</p> <p>今回調査では、調査名称を</p>	<p>20.8.8</p>

		<p>「住宅需要実態調査」から「住生活総合調査」に変更するほか、住宅・土地統計調査と同一世帯を調査対象とし、調査結果をリンケージした集計・分析することにより、両調査のデータの有効活用を図る等の改正を行う。</p> <p>(注)本調査は、国土交通省が、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に把握し、住生活基本法(平成18年法律第61号)の制定等を踏まえた住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的として実施するものである。</p> <p>本調査は、昭和35年に「住宅需要実態調査」として第1回調査が実施されて以来、おおむね5年周期で行われており、今回が11回目の調査に当たる。</p> <p>なお、本調査については、住宅・土地統計調査の改正計画に係る人口社会統計部会(平成19年10月24日)でも議論されたところである。</p>	
<p>木材流通統計調査 (統計報告調整法第4条第1項)</p>	<p>農林水産大臣</p>	<p>本調査のうち、木材価格統計調査について、民間事業者への委託が可能となるよう調査方法(調査系統)を変更し、引き続き調査を実施することを承認した。</p> <p>(備考)</p> <p>木材価格統計調査は、木材の価格水準及びその変動等を把握しており、木材統計調査(指定統計第69号を作成するための調査)を補完。</p>	<p>20.8.25</p>

(注)本表は、指定統計調査及び指定統計調査に密接に関連すると考えられる統計報告の徴集のうち、統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。